2　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をされなかつた在外選挙人名簿登録申請者又は在外選挙人名簿への登録の移転をされなかつた在外選挙人名簿登録移転申請者に係る法第三十条の五第一項若しくは第四項の規定による申請又は第二十三条の三の二第二項の規定による届出に関し、当該市町村の選挙管理委員会に提出された書類を、これらの書類を受理した日から五年間、保存しなければならない。

第三十条中「登録されたもの」の下に「（第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された者を除く。）」を加え、「在外選挙人名簿に登録される」を「在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされる」に改める。

第六十五条の二を次のように改める。

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるもの）

第六十五条の二　法第四十九条の二第一項に規定する在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものは、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項又は第二十六条の規定により当該選挙人名簿に登録された者とする。ただし、再び国外へ住所を移した者であつて、在外選挙人名簿の登録をされたもの又は第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除されたもの（当該表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち、第十六条の規定により当該選挙人名簿の表示を消除されたものであつて総務省令で定めるものを除く。）は、この限りでない。

第六十五条の十四中「、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項又は第二十六条の規定により選挙人名簿に登録された者は、」を「のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定するものは、当該」に改める。

第百四十一条の二第一項中「第十一条第三項（住所）の下に「及び在外選挙人名簿の登録」を加え、「及び第三項」を「、第三項、第五項及び第六項」に、「、第三十条の十、」を「及び第二項、第三十条の十第二項、」に改め、「、第三十条の十三」を削り、「第四十八条の二第一項から第四項まで」の下に「及び第七項」を加え、「第二百六十三条第二号」を「第二百六十三条（第二号に係る部分に限る。）」に、「、市」を「市」に改め、「限る。）」の下に「及び第三十条の十三第一項（在外選挙人名簿の登録に関する部分に限る。）」を加え、同条第二項中「並びに第十五条の二第一項」を「、第十五条の二第一項、第三十条の四第二項、第三十条の五第四項、第三十条の十第一項、第三十条の十三第一項（在外選挙人名簿の登録に関する部分を除く。）、第三十条の十四第一項並びに第四十四条第三項」に改める。

第百四十一条の三第一項中「第二十三条の二第一項、第二十三条の三の二第三項、第二十三条の五、第二十三条の五の二第一項及び第三項、第二十三条の九第一項、第二十三条の十第一項、第二十三条の十三第二項、第二十三条の十四、第二十三条の十七第一項、第二十九条第一項（市の区域に関する部分を除く。）、第三十条、第三十四条の二第一項（選挙人名簿の登録に関する部分に限る。）、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」に改め、「第五十六条」の下に「、第六十五条の十四」を加え、「第百四十二条の二第一項」に改める。

省令

○総務省令第二十九号

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百六十八号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の三の二、第二十三条の五の二第一項及び第二項並びに第二十三条の十第一項の規定に基づき、公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月二十三日

総務大臣　野田　聖子

公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条　公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

2　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第四項」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十九号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成三十年五月三十一日」を「平成三十一年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
防衛大臣　小野寺五典